

平成30年7月豪雨により
被災されました法人の皆様へ

平成30年7月豪雨により被災されました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

被害を受けられた法人の皆様には、法人府民税・法人事業税・地方法人特別税及び法人市町村民税の申告・納付の期限延長の措置があります。

詳しいことは、お電話等にてお問い合わせください。

京都地方税機構法人税務課

電話 075-417-1160